

地域警察官による独居高齢者等の実態掌握と訪問保護活動要領の制定について

平成6年5月25日地甲発第233号
警察本部長から県下警察署長あて

改正 平成9年5月9日地丙 第232号
平成17年1月7日地丙達第 5号

対号 昭和63年7月1日外発第350号「外勤警察官による独居高齢者等の実態掌握活動と世話保護活動推進要領の制定について」

石川県警察防犯部では「石川県長寿社会総合対策要綱・同実施計画」（昭和61年9月24日付防発第587号）に基づき、長寿社会対策を推進することとなったことに伴い、地域警察においても総合的な「外勤警察官による独居高齢者等の実態掌握と世話保護活動推進要領」を制定し、諸対策を推進してきたところである。

しかし、本格的な高齢化社会を迎え、これら活動を真に社会実態に合ったものとするため、「地域警察官による独居高齢者等の実態掌握と訪問保護活動要領」に改め、今後これにより推進することとしたので、その実効を期されたい。

なお、対号通達は平成6年6月1日をもって廃止する。

別添

地域警察官による独居高齢者等の実態掌握と訪問保護活動要領

第1 趣旨

この要領は、地域警察官が日常の所管区活動を通じ、独居高齢者、高齢者世帯、その他要保護高齢者（以下「独居高齢者等」という）の生活実態をはじめ要望・意見等その実態を家庭訪問により十分掌握し、それに応じたきめ細かな保護活動を推進して、各種災害、事件事故等から高齢者を守り、あわせて住民と警察との良好な関係を確保するため必要な事項を定めるものとする。

第2 対象者

1 この要領での「対象者」を次の各号に掲げるものとし、次の通り区分する。

(1) 「独居高齢者」・・・A

年齢65歳以上の独り暮らしの高齢者（年齢65歳以上で、家族等の季節的な出稼ぎにより、1ヶ月以上独り暮らしとなる老人を含む。）

ア 重点訪問対象者A(1)・・・年齢70歳以上の独り暮らしで、要保護性のある高齢者

イ 一般訪問対象者A(2)・・・重点訪問対象者以外の独居高齢者

(2) 「高齢者世帯」・・・B

共に年齢65歳以上の夫婦、親子、兄弟姉妹、他人同士等の二人暮らし世帯
ア 重点訪問対象世帯B(1)・・・共に年齢70歳以上で要保護性のある高齢者世帯

イ 一般訪問対象世帯B(2)・・・重点訪問対象者世帯以外の高齢者世帯

(3) 「その他要保護高齢者」・・・C

独居高齢者、高齢者世帯に該当しない65歳以上の高齢者で、周囲の状況等から特に訪問保護活動を要すると認められる者

2 この要領で要保護性のある者とは、次の要保護性判断基準のいずれかに該当する者をいう。

【要保護性判断基準】

○ 近隣に保護者がいないか、保護者がいても保護能力、保護意志がないと認められる高齢者

○ 痴呆症その他の持病等で、事件事故等の被害者となるおそれがある高齢者

第3 訪問基準

1 重点訪問対象者及び世帯

原則として月1回以上訪問すること。

2 一般訪問対象者及び世帯並びにその他要保護高齢者

地域活動を通じて努めて訪問すること。

第4 対象者実態の掌握と実態調査表等の作成

1 地域警察官は、独居高齢者等の実態掌握に努め、個々の対象者については所管区ごとに別記様式1「独居高齢者等一覧表」を作成し、受持区ごとの索引番号を付して連絡簿とともに保管すること。

2 独居高齢者等の実態については、別記様式2「独居高齢者等実態調査表」の項目に従い掌握すること。

第5 訪問活動要領

1 指導・助言事項

次の事項について指導・助言するものとする。

(1) 交通事故、火災その他災害等の防止と非常時の応急措置要領

(2) 各種犯罪の防止と被害時の通報要領

2 意見・要望、困り事相談に対する措置

意見・要望、困り事相談については親身になって聴取し、措置を要するものについては地域警察幹部に報告し、その指示を受け、あるいは関係機関との連絡のもと速やかに措置し、その結果を対象者に連絡すること。

3 関係機関等との通報・連絡

(1) 独居高齢者等の親族等保護責任者と、あらかじめ緊急時における連絡措置を講じておくこと。

(2) 地域安全推進員、民生委員、福祉連絡委員、その他の関係機関との連絡を密にし、相互連絡が図れるようにすること。

- (3) 町内会長、近隣居住者等と連携し、事件事故等発生の際の通報・連絡体制を講じておくこと。

第6 訪問保護活動上の留意事項

- 1 地域警察幹部は、独居高齢者等に対する訪問保護活動の重要性及び地域警察官の果たすべき役割を教養し、その認識の徹底を図ること。
- 2 訪問保護活動に当たっては、訪問の目的を説明して理解を得るとともに、親切に対応すること。
- 3 訪問保護活動で知りえた個人の秘密は絶対に洩らしてはならず、また、指導の際、私生活の干渉にわたらぬよう配慮すること。
- 4 単に訪問保護活動で終わることなく、高齢者等がこれまでに培ってきた知識、経験を地域のコミュニティ活動に生かすよう側面的に支援すること。
- 5 所管区活動を通じて広報活動を推進し、独居高齢者等の保護及び社会参加に対する住民意識の啓発を図ること。

第7 開始時期

この要領は、平成6年6月1日から実施する。

独居高齢者等実態調査表

区分	A(1)	B(1)	C	作成年月日		索引番号	
	A(2)	B(2)				電話	
対象者	甲	住所				職業	
		本籍			氏名	生年月日、年齢	・ ・ (歳)
	乙	住所				職業	
		本籍			氏名	生年月日、年齢	・ ・ (歳)
緊急連絡先		甲					
		乙					
生活状態	甲	健康状態			就労状態		
		生計方法			要保護性		
		行動範囲 (該当に○)	<input type="checkbox"/> 寝たきり <input type="checkbox"/> 町内のみ	<input type="checkbox"/> 家の近くのみ <input type="checkbox"/> 自由行動可能			
	乙	健康状態			就労状態		
		生計方法			要保護性		
		行動範囲 (該当に○)	<input type="checkbox"/> 寝たきり <input type="checkbox"/> 町内のみ	<input type="checkbox"/> 家の近くのみ <input type="checkbox"/> 自由行動可能			
保護体制	区分	担当者氏名	住所	電話			
	医師						
	福祉事務所						
	町内会長						
	ホームヘルパー等						
近隣者・知人	氏名	関係	職業	住所	連絡方法		
警察に対する意見・要望							
備考							

